

## 告 示

### 埼玉県告示第千十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人福祉倶楽部ちやのみ

二 代表者の氏名

東 嶌 満

三 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千二百三十番地の一

四 失効日

平成三十年九月十五日